

令和4年度予算案の概要

～未来社会を切り拓く「成長と分配の好循環」の実現～

令和3年12月

厚生労働省

雇用環境・均等局

令和4年度 雇用環境・均等局関係 予算案の概要

(単位：千円)

区分	令和3年度 当初予算額①	令和4年度 予算案②	増減額 (②－①)	対前年比 ②／①
一 般 会 計	388,881	418,275	29,394	107.6%
義務的経費	195,298	193,225	▲ 2,073	98.9%
裁量的経費	193,583	225,050	31,467	116.3%
労働保険特別会計	111,211,494	115,778,652	4,567,158	104.1%
労災勘定	5,250,741	4,638,558	▲ 612,183	88.3%
雇用勘定	105,960,753	111,140,094	5,179,341	104.9%
総 計	111,600,375	116,196,927	4,596,552	104.1%

－ 令和4年度予算案のポイント －

※ 構成は「令和4年度厚生労働省予算案の主要事項」と同様であり、点線枠囲み部分又は下線部が雇用環境・均等局の事項である。

※ () 内の計数は、令和3年度予算額を示したもの。

第1 雇用の確保や労働移動の推進、女性や就職氷河期世代、高齢者等の多様な人材の活躍促進

雇用確保への支援を行うとともに、マッチング支援や職業訓練の強化等を図り、円滑な労働移動を推進する。また、全ての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、女性活躍の推進、就職氷河期世代の活躍支援、高齢者の就労・社会参加の促進等を図る。

1 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

補正1兆854億円、当初6,331億円(6,853億円)

(1) 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援

5,843億円(6,273億円)

雇用調整助成金等により、休業、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取組む事業主を支援する。

(2) 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

488億円(581億円)

在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図る事業主及び当該労働者を受け入れる事業主を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センターによる企業間のマッチングを推進する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

○ 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援 1兆854億円

雇用調整助成金の特例措置について、特に業況が厳しい事業主に配慮しつつ、令和4年3月まで延長し、雇用の維持・確保に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払を受けることができなかった者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等を支給し、生活の安定を図る。

2 民間の知恵を活用して実施する「人への投資」の強化

補正1,024億円、当初1,019億円

うち雇用環境・均等局分 補正251億円、当初268億円

(1) デジタルなど成長分野を支える人材育成の強化【新規】 504億円

人材開発支援助成金について、民間からの提案を踏まえてメニュー化した訓練を高率助成の対象とすることにより、デジタル人材等の育成を図る。

(2) 非正規雇用労働者のキャリアアップ【新規】 268億円

キャリアアップ助成金について、人材開発支援助成金における「民間からの提案を踏まえてメニュー化した訓練」を経て正社員化した場合に助成額を加算する。

(3) リカレント教育など生涯にわたる能力発揮の促進【新規】 96億円

教育訓練給付の対象講座について、民間からの提案を踏まえて拡充する。

(4) 成長分野などへの労働移動の円滑化支援【新規】 150億円

特定求職者雇用開発助成金による雇入れ助成について、民間からの提案を踏まえて設定するデジタル・グリーンなどの成長分野への労働移動を円滑に進めるため、高額助成を実施する。

☆人への投資

人への投資を強化する3年間で4,000億円規模の施策パッケージについては、一定期間、一定の規模で強力に取り組むため、令和4年度において、人材開発支援助成金や教育訓練給付等の枠組みを活用することとし、民間の意見を踏まえた具体的な支援内容を決めるにあたり、外部有識者の意見を踏まえるなど、適切に実施する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援等 808億円
コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対し、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働移動やステップアップを支援するため、トライアル雇用助成金等の拡充、民間派遣会社を通じた研修・紹介予定派遣等を行う。
また、キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を推進する。
その他、求職者支援制度の拡充を行う(制度要求)。
- IT分野への重点化によるデジタル人材の育成等 216億円
事業主等が行うIT技術の知識・技能を習得させるための訓練を人材開発支援助成金の高率助成に位置づけることにより、デジタル人材の育成等を図る。
また、IT分野の職業訓練枠を拡充するため訓練委託費等の上乗せ等を行う(制度要求)。

3 女性・非正規雇用労働者へのマッチングやステップアップ支援、 新規学卒者等への就職支援

補正808億円、当初382億円(353億円)

うち雇用環境・均等局分

補正251億円、当初785億円の内数(658億円の内数)

- (1) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援 31億円(31億円)

非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を推進する。

- (2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援 40億円(40億円)

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口(マザーズハローワーク、マザーズコーナー)を拡充し、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点へのアウトリーチ型の支援を強化する。また、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進する。

- (3) 求職者支援制度による再就職支援 278億円(252億円)

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず離職した方の再就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の活用を推進する。

(4) 新規学卒者等（専門学校生等）への就職支援【新規】

4. 6億円

第2の就職氷河期世代をつくらぬよう、新卒応援ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを新たに配置し、特に新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた分野の専門学校生・未就職卒業者への支援を強化する。

(5) 離職者を試行雇用する事業主への支援

29億円（30億円）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する。

(6) 紹介予定派遣を通じた正社員化の促進（一部再掲）

785億円の内数（658億円の内数）

キャリアアップ助成金の活用により、紹介予定派遣を通じた派遣労働者の正社員化の促進を図る。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ **コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援等（再掲）** **808億円**

コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対し、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働移動やステップアップを支援するため、トライアル雇用助成金等の拡充、民間派遣会社を通じた研修・紹介予定派遣等を行う。

また、キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を推進する。

その他、求職者支援制度の拡充を行う（制度要求）。

**4 デジタル化の推進、人手不足分野への円滑な労働移動の推進
補正9. 3億円の内数等、当初120億円（113億円）**

(1) IT分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化【新規】（一部再掲）

7. 0億円

IT分野のコース設定の促進を図るため、公的職業訓練におけるIT分野の資格取得を目指す訓練コースについて、資格取得率等を満たした場合、訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを行う。

また、全国の生産性向上人材育成支援センターにDX人材育成推進員（仮称）を配置すること等により、中小企業におけるDX人材育成の推進を図る。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- IT分野への重点化によるデジタル人材の育成等 216億円
事業主等が行うIT技術の知識・技能を習得させるための訓練を人材開発支援助成金の高率助成に位置づけることにより、デジタル人材の育成等を図る。
また、IT分野の職業訓練枠を拡充するため訓練委託費等の上乗せ等を行う(制度要求)。

(2) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進【一部新規】(一部再掲) **4.2億円(1.3億円)**

オンラインによる職業相談を実施するハローワークの拡充、就職支援セミナーのオンライン配信、マザーズハローワークの就職支援サービスのオンライン対応(モデル事業)の実施、SNSを活用した情報発信の強化等により、自宅でも求職活動ができるようサービスの向上を図る。

(3) ハローワークの専門窓口での支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進 **4.4億円(4.5億円)**

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により重点的なマッチング支援を実施する。

(4) 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援(一部再掲)(一部後掲) **2.5億円(2.6億円)**

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に訓練委託費等の上乗せ等を実施する。また、就職後の職場定着に向けた取り組みとして雇用管理改善に関する事業主への助成等を実施する。

(5) 地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る都道府県の取組等の支援 **9.4億円の内数(14.2億円の内数)**

都道府県が行う新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用を再生するための事業主の事業転換や求職者のキャリアチェンジ等の取組、成長分野や人材不足分野における魅力ある雇用の確保や就職促進等の取組といった、地域の課題に対応するための取組を支援することにより、良質な雇用の実現等を図る。

また、国と地方が連携し、地域の実情に応じた雇用対策を行うため、「雇用対策協定」の締結を更に推進するとともに、希望する都道府県及び市区町村において、当該団体が行う業務と国が行う無料職業紹介をワンストップで一体的に実施する取組を行う。

(6) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

8.5億円(8.6億円)

東京圏を中心に、地方就職を希望する方に対するハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、コロナ禍において都市部を離れて地方で暮らすことへの関心が高まっていることを踏まえ、大都市圏に専門の相談員を配置する等により、業種、職種を越えた再就職等も含めた個々のニーズに応じた支援を行う。

(7) 職業能力・職場情報・職業情報の見える化の推進(一部後掲)

30億円(32億円)

求職者、学生等が、企業の職場情報を総合的にワンストップで閲覧できるサイト(しよくばらぼ)及び求人者、求職者等に職業情報を提供するサイト(日本版O-NET)を運用し、職場情報・職業情報の「見える化」を一層推進する。

職業能力の「見える化」の観点から、ジョブ・カードの強化・活用促進を図る。

中途採用者の増加や定着の促進等に取り組む事業主への助成を行うことにより、中途採用の拡大を図る。

(8) 認定制度の実施等による優良な民間人材サービス事業者の推奨

60百万円(88百万円)

既存の職業紹介優良事業者認定制度と医療・介護・保育分野等の適正事業者認定制度について見直しを行い、より効果的な認定制度を運用する。

5 キャリア形成支援の推進

当初21億円(21億円)

キャリア形成サポートセンターを通じ、労働者がジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けられる機会を提供(オンライン、土日夜間の強化含む)するとともに、企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組み(セルフ・キャリアドック)の導入支援を強化する。

また、労働者の主体的なキャリア形成を支援する観点から、ジョブ・カードのデジタル化を進め、マイナポータルとの連携を図る。

6 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

補正55億円、当初179億円(193億円)

うち雇用環境・均等局分

補正55億円、当初139億円(152億円)

(1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

126億円(136億円)

育児休業の制度等に係る周知・啓発や助成金による支援を引き続き実施する。特に、子の出生直後における柔軟な育児休業の枠組みの創設等を内容とする改正育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、配偶者が出産を控えた男性労働者等に対する育児休業の意義・目的の周知や、企業に対する男性の育児休業等の取得促進に係るセミナー等を実施する。

介護離職防止に向け、事業主に対して育児・介護休業法の周知徹底及び相談・指導を行うとともに、労働者等への介護休業制度等の周知広報やケアマネジャー等が仕事と介護の両立に関する知識を習得するための研修カリキュラムを用いた研修を実施する。

(2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援(再掲)

40億円(40億円)

(3) 不妊治療と仕事の両立支援

5.1億円(5.0億円)

不妊治療を受けやすい職場環境を整備するため、両立支援担当者等を対象とした研修等を実施するとともに、不妊治療のために利用できる特別休暇制度(多目的・特定目的とも可)を新たに導入する中小企業事業主や、当該休暇制度や時差出勤・フレックスタイム制等の柔軟な働き方を活用しやすい職場環境の整備に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。

(4) 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援【一部新規】

3.0億円(1.6億円)

令和4年4月1日より、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や情報公表の義務が101人以上企業に拡大されることを踏まえ、行動計画に基づく取組の実施や行動計画に定められた目標達成についての支援等を行い、女性活躍の一層の推進を図る。

(5) 新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に対応した特別有給休暇制度導入等への取組支援（再掲） **102億円の内数（113億円の内数）**

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために、特別な有給休暇制度（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）とともに、フレックスタイム制度等の学校休業等があっても継続勤務できる両立支援制度を導入し、特別な有給休暇制度を取得させた企業に対して助成金による支援を実施する。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 小学校等臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援 **55億円**
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により小学校等が臨時休業となる場合等について、小学校休業等対応助成金・支援金を引き続き支給するため、対象期間を延長する。

(6) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援 **5.0億円（9.8億円）**

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導に基づき、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対して、特別な有給休暇制度の導入に係る助成や休暇の取得に係る助成等を行う。

7 就職氷河期世代の活躍支援

補正61億円の内数等、当初717億円(679億円)

(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援 **18億円（17億円）**

専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。また、事業所が多く立地している地域で求人開拓等の取組を集中的に実施する。

(2) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

21億円（14億円）

事業主への助成金の支給により、就職氷河期世代の方の正社員としての就職を推進する。

また、安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主を助成す

ることにより、その適性や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と求人者の相互理解を促進し、就職氷河期世代の支援を実施する。

(3) 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代の無業者の支援

47億円(52億円)

地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の方々に対する継続的な支援を実施するとともに、オンラインによる相談支援を推進する。

(4) 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援(一部再掲)

26億円(27億円)

就職氷河期世代の方向けに創設した「短期資格等習得コース」において、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を実施する。また、当該訓練を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるよう支援する。

(5) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援等

5.3億円(6.4億円)

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「都道府県プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組むとともに、好事例の発信を実施する。

また、就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその家族等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。

(6) ひきこもり支援の充実及び良質な支援者の育成【一部新規】(後掲)

594億円の内数(555億円の内数)

8 高齢者の就労・社会参加の促進

当初275億円(303億円)

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

65億円(80億円)

70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げ

や継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行う。

また、65歳超雇用推進プランナー等による提案型の相談・援助による支援を行う。

(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

33億円(34億円)

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、300箇所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行うとともに、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチング機能を強化する。

(3) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援(後掲)

7.4億円(6.5億円)

(4) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保【一部新規】

170億円(183億円)

地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役地域づくり推進連携事業(仮称)」を実施する。

シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。また、介護分野における周辺業務の切り出し等により、高齢者を介護分野の担い手として積極的に活用できる仕組みを設ける。

9 障害者の就労促進

補正6.5億円、当初177億円(181億円)

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等【一部新規】

135億円(137億円)

ハローワークと地域の関係機関が連携し、特に障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等を行う。さらに、特に経営改善に資する障害者雇用の取組を進めるための支援を実施するとともに、対象企業における取組をモデル事例として取りまとめ、横展開を図る。

障害者就業・生活支援センターについて、未設置圏域にセンターの設置を進めると

ともに、引き続き、地域支援機関のネットワーク拠点として障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援の推進を図る。

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

31億円(32億円)

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を行う。また、大学等における発達障害者等の増加を踏まえ、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行う。

精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等を配置するとともに、精神障害者等の受入れに係るノウハウを普及し、対応力を高める。

(3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援(一部再掲)

13億円(15億円)

障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図るため、テレワークの導入に向けた具体的な取組の支援のための企業向けガイダンスや個別企業へのコンサルティング等を実施する。

(4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

2.7億円(3.3億円)

公務部門において雇用される障害者の定着支援を引き続き推進するため、ハローワーク等に職場適応支援者を配置するとともに、厚生労働省においても、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

(5) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

7.7億円(7.7億円)

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、地域生活支援促進事業により支援を行う。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所への支援 6.5億円
新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援する。

10 外国人に対する支援 当初106億円(115億円)

うち雇用環境・均等局分 当初14百万円(14百万円)

(1) 外国人求職者等に対する就職支援 16億円(16億円)

- ① 外国人留学生等に対する相談支援の実施 8.2億円(8.1億円)
ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいて、大学と締結した就職支援協定等を通じた国内就職促進を図り、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援までの一貫した支援を実施する。

- ② 定住外国人等に対する相談支援の実施 2.8億円(2.6億円)
定住外国人等が多く所在する地域のハローワーク(外国人雇用サービスコーナー)において、専門相談員による職業相談や、困窮する外国人を支援するNPO法人等との連携を強化し、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。

- ③ 外国人就労・定着支援事業の実施 5.5億円(5.6億円)
日系人等の定住外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした事業を実施する。

(2) ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備 7.5億円(8.3億円)

ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話や映像を用いた通訳・多言語音声翻訳機器の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、相談支援体制の整備を図る。

また、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワーク・コールセンターを継続して運営する。

(3) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援 12億円(15億円)

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・

支援等についても積極的に実施する。

また、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組みに対する助成を行う。

(4) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備 7.9億円(14億円)

うち雇用環境・均等局分 14百万円(14百万円)

外国人労働者に係る労働相談体制の整備を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

(5) 外国人技能実習機構における実地検査や相談支援の適切な実施等

62億円(62億円)

外国人技能実習機構において監理団体及び実習実施者による雇用管理改善を促進するための事業等を実施するほか、監理団体・実習実施者に対する実地検査や技能実習生に対する相談支援等により、制度の適正な運用を図る。

11 労働者協同組合の設立の支援【新規】 当初67百万円

円滑な法律の施行のため、都道府県と連携し実施する労働者協同組合に関するフォーラムの開催や、組合の設立を希望する方への相談支援等を行う。

第2 労働環境の整備、生産性向上の推進

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、柔軟な働き方の促進をするとともに、安全で健康に働くことができる職場づくり、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、公的部門における分配機能の強化などにより、労働環境の整備を実施する。

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 当初24億円(33億円)

うち雇用環境・均等局分 当初22億円(30億円)

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進 19億円(28億円)

適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進を図るため、ガイドラインの普及を図るとともに、関係省庁と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、セミナーの開催、総合ポータルサイトによる情報発信の強化等を行う。

また、良質なテレワークの導入を図る中小企業に対して助成金による支援を実施する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 良質なテレワークの定着促進のための企業支援 制度要求
良質なテレワークの導入等を行った中小企業事業主に対する通信機器の導入経費等の支援について、対象事業主・助成対象経費の見直しを含め、一層の活用を図ることで、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークの定着を促進する。

(2) フリーランスと発注者との契約のトラブル等に関する相談支援 77百万円(74百万円)

フリーランスと発注者との契約のトラブル等に関して相談できる窓口について、関係省庁と連携して相談体制の強化等を行い、丁寧な相談対応を実施する。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等 2.3億円(2.4億円)

一般健康診断やストレスチェックなどによる副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業へその要した費用を助成すること等により、労働者の健康確保に向けた事業者の取組を支援する。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働

者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月策定、令和2年9月改定）等の周知等を行う。

(4) ワークライフバランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進 **1.4億円(1.2億円)**

選択的週休3日制度も含め、働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員（勤務時間限定正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員）制度について、事例の収集・提供等による更なる周知等を行う。

2 安全で健康に働くことができる職場づくり

補正1,730億円、当初288億円(290億円)

うち雇用環境・均等局分 当初48億円(50億円)

(1) 職場における感染防止対策等の推進 **10億円(9.8億円)**

新型コロナウイルス感染症に関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するため、引き続き相談体制を確保するほか、高年齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等における利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等を行う。

(2) 長時間労働の是正 **125億円(133億円)**

うち雇用環境・均等局分 9.0億円(9.1億円)

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

82億円(90億円)

うち雇用環境・均等局分 1.5億円(1.5億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、個別訪問支援やセミナー等を実施する。

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善（一部再掲）

59億円(54億円)

自動車運送業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するとともに労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取組事例の周知、意見交換・連携のきっかけづくり等の場の開催等を行う。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業（IT業界）については、地域レベルで発注者・受注者等が連携しながら働き方改革を推進するモデルを形成し、その過程や成果を他の地域等に周知、展開するなど、長時間労働の是正に向けた取組を行う。

③ 勤務間インターバル制度の導入促進（一部再掲） 27億円（24億円）

うち雇用環境・均等局分 57百万円（57百万円）

勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを引き続き作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度を推進するとともに、制度導入に係る好事例の周知等を通じて、導入促進を図る。

④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 30億円（31億円）

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図る。

時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営する。

また、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るセミナー等を開催するとともに、高校・大学の教員等に対して労働法の教え方に関する指導者用動画を作成する。

⑤ 長時間労働につながる取引環境の見直し 20百万円（20百万円）

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、中小企業庁等と連携し、集中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。

⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 1.7 億円（1.9 億円）

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10 月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

地域のイベントや学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。

⑦ 不妊治療と仕事の両立支援（再掲） 5.1 億円（5.0 億円）

（3）労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 126 億円（118 億円）

① 第 13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 6.1 億円（5.2 億円）

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、これまでに作成した各種労働災害防止対策ツールの活用を促すための広報や安全担当者の養成等のための講習会を行う。また、第三次産業における設備対策の強化、安全衛生管理体制の強化等についての検討を行うとともに、介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。また、一人親方等の安全衛生対策の推進を図る。

製造業等については、ICTを活用した高度な安全機能を有する機械等の活用を促進するための支援を行う。また、スマート保安の推進を図るため、ボイラー等の維持基準の在り方等について検討する。

併せて、伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援 7.4 億円（6.5 億円）

中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための助成を行う。また、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に係る講習会を実施するとともに、高年齢労働者向けの労働災害防止対策事例等の活用促進を図る。

③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進 4.8 億円（5.1 億円）

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底 **17億円（15億円）**

事業者による自律的な管理のために必要なばく露防止手法の検討、簡易なリスクアセスメント手法等の化学物質管理に資する支援ツールの開発、化学物質の危険有害性の情報伝達に必要なラベル・安全データシート（SDS）の活用促進を図る。

建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、改正石綿障害予防規則に基づき、石綿の使用の有無の調査（事前調査）を徹底する等の施策の充実を図る。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ **建設アスベスト給付金の支給等** **1,730億円**

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に基づき、石綿関連疾病による精神上的苦痛を受けたことによる損害を賠償するための給付金等を支給するため、独立行政法人労働者健康安全機構に基金を創設する。

（４）総合的なハラスメント対策の推進 **39億円（41億円）**

① 職場におけるハラスメント等への相談及び周知啓発の実施

38億円（41億円）

ハラスメントを含むあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、平日の夜間や休日にも対応するフリーダイヤル、メール、SNSによる相談窓口を設置するほか、シンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。

② 中小企業へのハラスメント対策取組支援【新規】 **24百万円**

令和4年4月1日より、パワーハラスメント防止措置が中小企業においても義務化されることから、企業のハラスメント相談窓口担当者等を対象に、雇用管理上の措置義務の内容から発展させたより効果的・効率的な相談対応や事実確認方法などについて、実務的な観点からの研修等を実施する。

③ カスタマーハラスメント対策等の推進【新規】 **30百万円**

顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメント等の対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルによる研修の実施や就活ハラスメント対策事例集の作成を行う。

3 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

補正394億円、当初272億円(285億円)

うち雇用環境・均等局分

補正251億円、当初29億円(41億円)

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

12億円(12億円)

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に対する業務改善助成金により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、その賃金引上げを支援する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 最低賃金の引上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充 135億円
コロナ禍においても事業場内の最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の拡充を図る。

(2) 生活衛生関係事業者の収益力向上の推進等(再掲) 1.1億円(88百万円)

最低賃金の引上げの影響が大きい生活衛生関係事業者に対して、最低賃金のルール of 徹底、収益力の向上等を目的としたセミナー等を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績の回復を図る。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 生活衛生関係事業者への経営に関する相談等支援(再掲) 2.0億円
新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した生活衛生関係事業者に対し、専門家等による各種給付金等の活用支援等、経営に関する相談等支援を行う。
- イベントの実施等による生活衛生関係営業の消費喚起(再掲) 4.2億円
生活衛生関係事業者の業績回復を図るため、飲食店スタンプラリーや映画館の感染対策のPR等、全国的なキャンペーンの実施や衛生水準の高さのアピールにより、消費喚起を図る。

(3) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援(一部再掲) 29億円(41億円)

働き方改革関連法における雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(同一労働同一

賃金)に関する規定の着実な履行確保を行うとともに、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援や個別訪問支援、セミナー等により、非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

(4) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施

221億円(222億円)

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。

(5) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

1.1億円(1.2億円)

① 非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援(一部再掲)

808億円の内数(708億円の内数)

非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善を推進するため、キャリアアップ助成金の正社員化コースの助成対象を正社員待遇を受ける労働者への転換に重点化するとともに、賃金規定等改定コースの見直しなどを行う。

(参考)【令和3年度補正予算】

○ コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援等(再掲) 808億円

コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対し、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働移動やステップアップを支援するため、トライアル雇用助成金等の拡充、民間派遣会社を通じた研修・紹介予定派遣等を行う。

また、キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を推進する。

その他、求職者支援制度の拡充を行う(制度要求)。

② 無期転換ルールの円滑な運用

1.1億円(1.2億円)

労働契約法に基づく無期転換申込権が平成30年度から多くの有期契約労働者に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底等を行う。

(6) 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

7.5億円(7.6億円)

中小企業等において、被用者保険の適用拡大に当たり、労働者への丁寧な説明等を

行えるよう、事業者を対象とした説明会等による周知や専門家の活用支援等を行う。

4 公的部門における分配機能の強化

補正1, 665億円、当初2, 124億円(1, 738億円)

(1) 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ【新規】 395億円

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、以下の取組を実施する。

看護職員の処遇改善については、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関^(注1)に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み^(注2)を創設する。

介護・障害福祉職員の処遇改善については、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置^(注3)を講じることとする。また、介護については、介護職員の処遇改善を円滑に実施するため、財政安定化基金への拠出に要する費用について、特例的に補助を行う。

児童養護施設等の職員の処遇改善については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年10月以降においても、引き続き、実施する。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じる。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

(注1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

(注2) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(注3) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ 1, 6 6 5 億円
保育士等、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(注1)を、令和4年2月から実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注2)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置(注3)を、令和4年2月から実施する。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

(注1) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(注2) 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」：一定の救急医療を担う医療機関(救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関)

(注3) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

- (2) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金による支援 7 5 1 億円 (8 5 1 億円)
- (3) 医療従事者働き方改革の推進 3 8 億円 (4 3 億円)
- (4) 潜在看護師の復職支援等による人材確保【新規】 3 3 百万円
- (5) 介護分野における生産性向上の推進 9. 3 億円 (7. 3 億円)
- (6) 総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】 1 3 7 億円 (1 3 7 億円)
- (7) 介護職員の処遇改善の促進 5 0 8 億円 (5 0 8 億円)
- (8) 介護助手等の普及を通じた多様な就労の促進【新規】
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3 8 6 億円の内数
地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分) 1 3 7 億円の内数
- (9) 保育人材確保のための総合的な対策 2 8 4 億円 (1 9 1 億円)

5 治療と仕事の両立支援

当初32億円(33億円)

- (1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 1 5 億円 (1 6 億円)

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。

治療と仕事の両立を図るための制度の導入を図る企業に対して助成、個別訪問等の支援を行う。

(2) トライアングル型サポート体制の構築（一部再掲） 32億円（33億円）

個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターの育成・配置促進等を図る。

主治医、会社、産業医が効果的に連携するため、がん、難病等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴、両立支援に当たっての留意事項を示した疾患別サポートマニュアル等の普及を図る。

ハローワークとがん診療連携拠点病院等が連携し、がん患者等に対する就労支援を引き続き実施する。

がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援を引き続き実施する。

難病患者の就労支援を着実に実施するため、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を引き続き実施する。